

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導上の指示内容等の情報提供及び検査結果（血圧、血糖、腎機能等）の情報提供業務の委託について（委託内容の追加等）
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課）

## 事業の概要

事業名	糖尿病性腎症等重症化予防事業（新宿区国民健康保険事業（保健事業））
担当課	健康づくり課
目的	新宿区特定健康診査受診者で、糖尿病治療中にもかかわらず、血糖と腎機能が基準値を超えている者に対し、医療機関（かかりつけ医）と連携の上、保健指導を行い、糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症を防止する。
対象者	新宿区特定健康診査受診者で、糖尿病治療中にもかかわらず、血糖と腎機能が基準値を超えている者
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>現在、糖尿病の患者数は増加傾向にあり、かつ人工透析等の重大な合併症を起こす恐れのある糖尿病の対策は、厚生労働省や都においても健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図る上で重要な課題とされ、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」が策定されている（厚生労働省は平成28年3月、都は平成30年3月に策定）。</p> <p>区では、令和元年度より、厚生労働省や都の糖尿病性腎症重症化予防プログラムを踏まえた取組みとして、糖尿病治療中にもかかわらず、血糖と腎機能が基準値を超えている者に対して、医療機関（かかりつけ医）と連携の上、保健指導を行っている（平成30年度第8回本審議会了承事項）。</p> <p>上記の保健指導は、専門業者への業務委託により実施しており、区から事業案内の郵送による参加勧奨を行っているが、医療機関（かかりつけ医）からも直接対象者に参加勧奨を行うことで、対象者の事業理解が深まり、より安心して保健指導を受けることが可能になり、効果的かつ効率的に事業を進めることができる。そのため、医療機関（かかりつけ医）に対し、対象者へ保健指導への参加勧奨業務を、現行の委託業務に追加することとする。なお、区から事業案内の郵送による参加勧奨は継続して行う。</p> <p>2 委託業務の内容</p> <p>(1) 保健指導上の指示内容等の情報提供</p> <p>(2) 検査結果（血圧、血糖、腎機能等）の情報提供</p> <p>(3) 保健指導への参加勧奨【追加】</p> <p>3 対象者数</p> <p>令和2年度（予定）定員20名（令和元年度実績：定員10名に対し、6名の参加）</p>

**件名 特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導上の指示内容等の情報提供及び検査結果(血圧、血糖、腎機能等)の情報提供業務の委託について**

**※太字ゴシック(下線)が平成30年度第8回本審議会了承事項からの変更内容**

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	糖尿病性腎症等重症化予防事業
委託先	1 新宿区医師会 2 新宿区医師会に加入している区内の各医療機関
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【保健指導への参加同意をした対象者に係る情報項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、特定健康診査の受診結果及びかかりつけ医における検査結果(身体測定結果、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、喫煙、腎機能検査)、 傷病名、治療状況、保健指導における指示事項 <b>【保健指導参加対象者に係る情報項目】</b> <b>氏名(カナ・漢字)、生年月日、住所</b>
処理させる情報項目の記録媒体	【新宿区医師会】 紙 【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】 紙及び電磁的媒体(委託先のシステム)
委託理由	【新宿区医師会】 厚生労働省が定めた糖尿病性腎症重症化予防プログラムによると、本事業は区と医療機関(かかりつけ医)との連携体制は重要であり、あらかじめ、区において医師会等の地域の関係者と十分協議の上、推進体制を構築する必要があるとなっている。 また、糖尿病患者が通院していると思われる区内の内科の医療機関は、200か所以上あり、医療機関との全体調整などを行い、効果的・効率的に事業を推進するため、下記業務を新宿区医師会に委託する。 <b>【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】</b> 厚生労働省が定めた糖尿病性腎症重症化予防プログラムでは、かかりつけ医の判断により保健指導対象者を選定し、かかりつけ医の指示のもと保健指導を実施することになっている。従って、保健指導を実施する上で、対象者の保健指導上の指示内容等の情報を保有するかかりつけ医より提供してもらう必要があるため委託する。また、対象者の効果判定を行うために、保健指導終了後に検査結果(血圧、血糖、腎機能等)の情報を保有するかかりつけ医に提供してもらう必要があるため委託する。 <b>さらに、令和元年度の事業実績を踏まえ、対象者により安心して参加をしてもらうために、対象者が通院するかかりつけ医へ参加勧奨を委託する。かかりつけ医が円滑に参加勧奨を実施するため、区から参加勧奨対象者の情報を提供する。</b>
委託の内容	【新宿区医師会】 1 区との連絡調整 2 医療機関の全体調整 3 保健指導を実施した者にかかる各医療機関(かかりつけ医)への支払い 【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】 1 保健指導上の指示内容等の情報提供 2 検査結果(血圧、血糖、腎機能等)の情報提供 <b>3 保健指導への参加勧奨【追加】</b>
委託の開始時期及び期限	<b>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</b> (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p><b>【共通】</b></p> <p>1 運用上の対策</p> <p>(1) 契約にあたり、「特記事項(別紙)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。「特記事項(別紙)」については、(区(甲)、医師会(乙)、医師(丙))とする。</p> <p>(2) 必要に応じ、区職員による立入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況を確認する。</p> <p>(3) 委託先に「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に沿った適正な情報管理を周知するよう指導する。</p> <p>(4) 委託先の取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させ、取扱者は、業務に携わる者に加え、個人情報に触れる可能性がある者すべてとし、適正な情報管理を遵守するよう指導する。</p> <p>(5) 提供された報告書等の情報は施錠できる金庫(キャビネット等)に保管するよう指導する。</p> <p>(6) 委託先のすべての取扱者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を行うとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するよう指導する。</p> <p>(7) 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区に報告し、今後の対応を協議するよう指導する。</p> <p>(8) 区がかかりつけ医に同意者(対象者)に係る本件個人情報を提出する際には、郵送又は運搬により行い、当該運搬は、鍵付ケースにより行う。</p> <p><b>【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】</b></p> <p>1 システム上の対策</p> <p>(1) 委託先で使用するパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分断するなどの保護対策を講じるよう指導する。</p> <p>(2) 使用するパソコンは、ウイルス等の感染が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムを適用するよう指導する。</p> <p>(3) 業務を行うパソコンの取扱者を特定し、ID及びパスワード等により利用認証を行うよう指導する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p><b>【共通】</b></p> <p>1 運用上の対策</p> <p>(1) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に沿って適正な情報管理を徹底させる。</p> <p>(2) 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させる。取扱者は、業務に携わる者に加え、個人情報に触れる可能性がある者すべてとし、適正な情報管理を遵守させる。</p> <p>(3) 提供された報告書等の情報は施錠できる金庫(キャビネット等)に保管させる。</p> <p>(4) 従事者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を行わせるとともに、新宿区個人情報保護条例について周知させる。</p> <p>(5) 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区に報告させ、今後の対応を協議させる。</p> <p>(6) かかりつけ医が区に同意者(対象者)に係る本件個人情報を提出する際には、郵送又は運搬により行わせ、当該運搬は、鍵付ケースにより行わせる。</p> <p><b>【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】</b></p> <p>1 システム上の対策</p> <p>(1) 委託先で使用するパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分断するなどの保護対策を講じさせる。</p> <p>(2) 使用するパソコンは、コンピュータウイルス等の感染が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムを適用させる。</p>

	(3) 業務を行うパソコンの取扱者を特定し、ID及びパスワード等により利用認証を行わせる。
--	---

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙及び丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙及び丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### **(再委託の禁止)**

- 10 乙及び丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

- 11 乙及び丙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙及び丙が業務を行うに当たり乙及び丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

- 12 乙及び丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

- 13 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

- 14 乙及び丙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査等)**

- 15 甲は、乙及び丙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙及び丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

- 17 乙及び丙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

- 18 乙及び丙は、乙及び丙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

- 19 乙及び丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表等)**

- 20 甲は、乙及び丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙及び丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

- 21 乙及び丙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。